

**社長さん・役員(一部)の皆さんには  
業務中の事故があっても**労災保険**が  
使えないことをご存じですか？**



業務中の事故には**健康保険**も使えません。

構内作業を請負っている会社を営んでいます。作業中に事故にあいました。**自費**で病院に治療費を払っています。これから、会社や家族がどうなってしまうか不安です。



だから、社長さんや役員の方が仕事中に負傷した場合のために、労災保険の**特別加入制度**があるんだ！  
国の制度だから加入しておくべきです！

構内作業や運送作業を**協力会社**へ請負わせてみえる場合は、**協力会社**の**事業主**や**役員**の方へも労災保険の特別加入をお勧めください。

「**一番は無災害!**

**二番目には、災害が起きたときの**対策**を!**」

ご相談は 名北労働基準協会・労働保険部

名古屋市北区清水 1-13-1 ☎ 052-962-0421 へ

※ 法人企業で健康保険被保険者数が5名以上の場合です。

※ 企業規模によっては特別加入できない場合があります。

# 災害発生の実例

社長が仕事中に



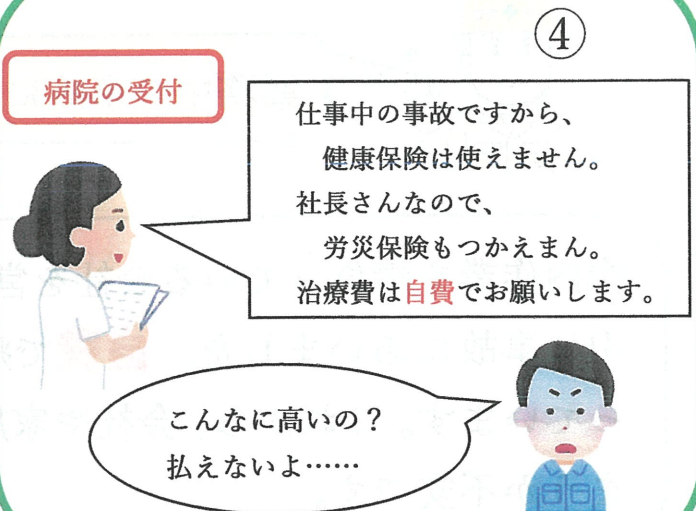
怪我がひどくて



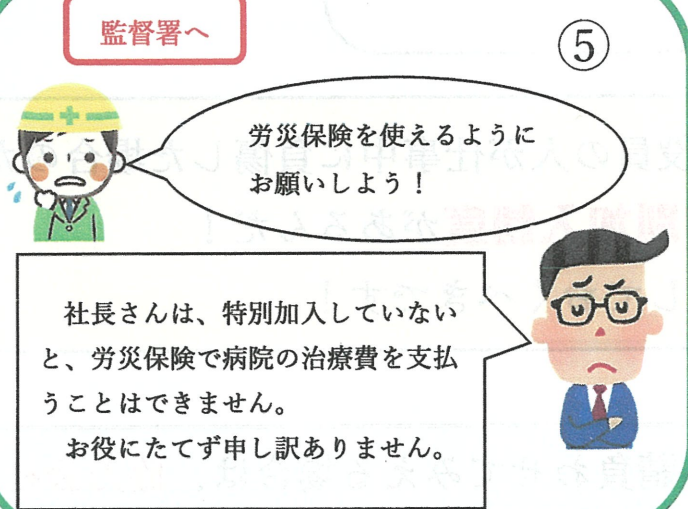
ICU



病院の受付

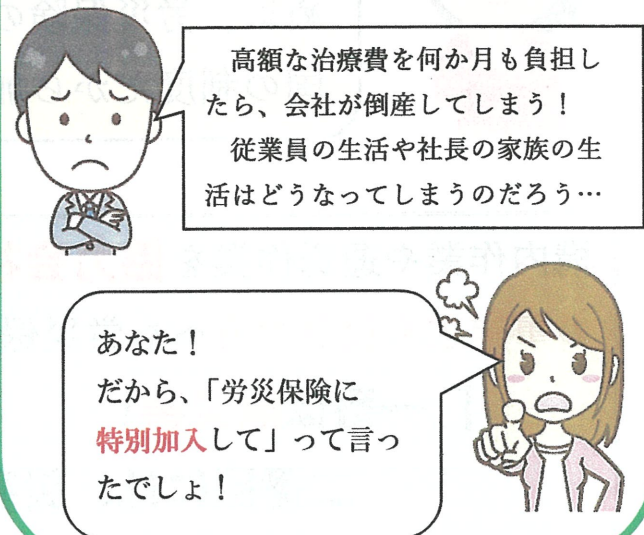


監督署へ



⑥

どうしたら、良かったの



このケースは社長さんが仕事中に事故にあわれた事案です。ドクターヘリで病院へ搬送され一命はとりとめられました。が、何か月も意識が戻ることはありませんでした。

労災保険も健康保険も使えなかったため、会社が治療費を自費で病院に払ってみえましたが、高額な治療費を払い続けることができなくなり、労働基準監督署へ相談に行かれました。しかしながら、この会社の役員の方は労災保険に特別加入をしてみえなかったため、監督署も会社や家族の方に何の力にもなれませんでした。

民間の医療保険にも加入してみえましたが、医療費の全額を保障してはもらえませんでした。

業務による、通勤による負傷と疾病の治療費を補償する「**労災保険特別加入**」をご検討ください。